

「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令案」及び「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

令和4年7月
厚生労働省
医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

厚生労働省では、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令案」及び「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和4年5月30日から同年6月28日まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

御意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

	御意見の内容	御意見等に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none">○ 特定麻薬向精神薬原料の指定品目が増えるとのことですが、麻向法施行規則第45条の2第1項第2号に関しては削除されないのか。○ 品目が増えており、届出手続きが煩雑。	<ul style="list-style-type: none">○ ご意見ありがとうございます。本改正にあっては麻薬及び向精神薬取締法施行規則第45条の2第1項第2号の改正は行いません。○ いただいたご意見に関しまして、今後の参考とさせていただきます。